

伊賀市文化振興ビジョン

(案)

～ 心豊かで活力のあるまち
住み続けたいまち 伊賀市をめざして ～

目次

第1章 伊賀市文化振興ビジョンの策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. ビジョンの位置づけ
3. ビジョンの期間
4. ビジョンで取り上げる「文化」の範囲

第2章 文化の特性（現状と課題）

現状

課題

1. 鑑賞機会の充実
2. 文化・芸術環境の整備
3. 人材の発掘・育成・支援
4. 歴史遺産・文化財の保護と活用
5. 情報発信

第3章 目指すまちの姿（ビジョンの推進）

基本的な考え方（方向）

～心豊かで活力のあるまち 住み続けたいまち 伊賀市をめざして～

各主体の役割

◎市民の役割

◎地域の役割

◎行政の役割

◎（公財）伊賀市文化都市協会の役割

◎事業者の役割

◎各主体の協働

ビジョンの推進に向けて

1. 文化振興施策の推進と進行管理
2. （仮称）伊賀市文化振興条例制定の検討

第1章 伊賀市文化振興ビジョンの策定にあたって

1. 策定の趣旨

私たちのまち伊賀市には、美しい自然と深い人情が育んだ豊かな文化が息づいています。文化薫る伊賀市の風土は、先人のたゆまぬ努力によって今日まで大切に受け継がれてきました。文化の担い手は私たち市民であり、一人ひとりが文化振興の主演として、市民文化を、その歴史を大切にしながら、未来へと引き継いでいかななくてはなりません。

文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや多様性を受け入れる心豊かな社会の形成につながるものであり、文化は生きるための前向きな力を生み育てる大きな可能性を持っています。文化芸術に触れ、親しむことは人の生まれながらの権利であり、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することが出来る環境を醸成することが必要です。

文化芸術は人が人らしく生きるための原動力となるものであり、また、個人が抱える課題解決の役割を果たし相互理解を促進するなど、文化芸術の担う役割は大きなものです。

地域で生まれた文化は、ふるさとへの誇りや愛着を育み、豊かなまちづくりを進めるための基盤となり、まちに活力をもたらす大変重要な役割を担うものです。

したがって、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史や風土を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければなりません。文化芸術により生み出される様々な価値を活用し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など幅広い関連分野の施策と有機的な連携が図られるよう配慮することも必要です。

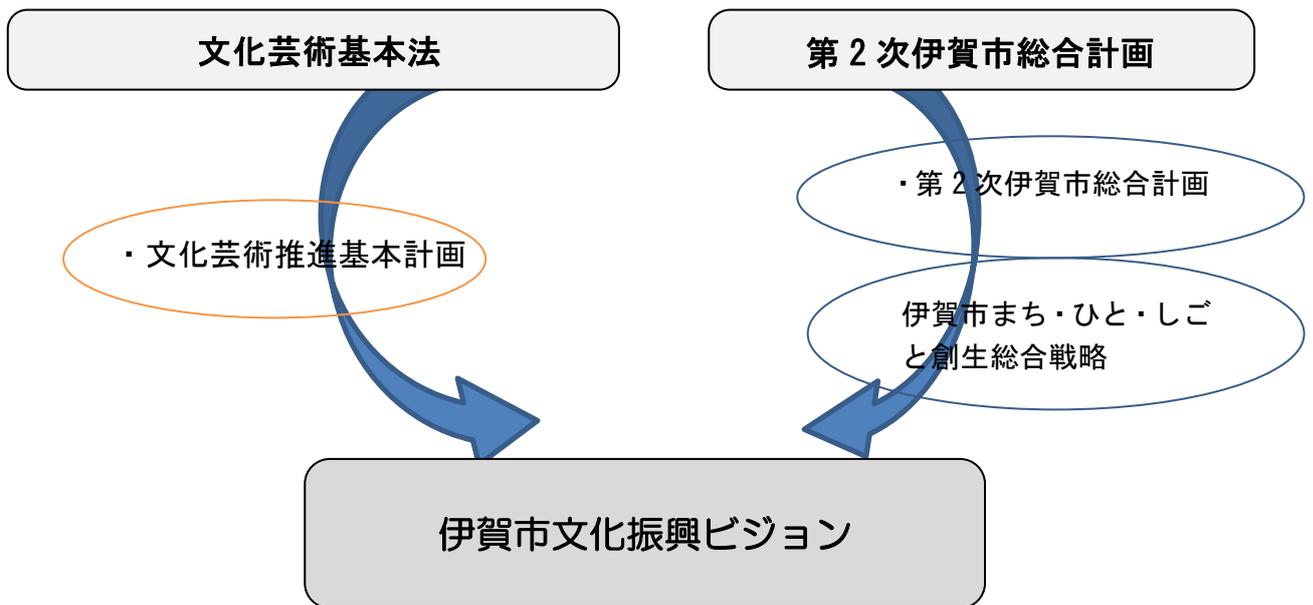
乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性から、学校、文化芸術関連団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮が必要です。

文化振興は長期的な視点に立って推進すべきものです。第2次伊賀市総合計画や、「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略～来たい・住みたい・住み続けたい“伊賀”」での取組みを踏まえ、文化活動が活発なまち、市民が豊かな感性で文化に触れ、親しみ、住みよさが実感できるまちへとつながることを目指して、文化振興の基本的な考え方や施策の方向性を明確にするために、「伊賀市文化振興ビジョン」を策定します。

2. ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、第2次伊賀市総合計画に基づき伊賀市の文化のまちづくり、文化芸術の振興に関する理念と基本的な方向性を示すもので、文化芸術基本法をはじめ国の法律や計画をもとに、伊賀市の実情に即したものとするため、関連する市の個別計画との整合性を図り、伊賀市が目指す文化振興の施策の方向性を整理し、効果的に推進するための基本的な指針とします。

さらに、関連する諸計画との整合性を図ることとします。



3. ビジョンの期間

本ビジョンは2019年度から概ね10年を目途とし、社会経済状況の変化等により対応が必要な場合は適宜見直しを行います。

4. ビジョンで取り上げる「文化」の範囲

文化は、美術や音楽、文学等の創造や鑑賞にとどまらず、人が自然とのかかわりの中で身に付けていく価値観や、衣食住をはじめとする暮らしや立ち居振る舞いなど、人と人の生活に関わるすべてのことを意味しています。

文化を感じ、楽しむことは、「ひと」や「まち」にさまざまな影響をもたらし、心豊かな社会、生活を形成することに大きな役割を果たすものです。本ビジョンで取り組む文化の範囲を、国の文化芸術基本法に例示されているものに準じ想定します。

【参考：文化芸術基本法における文化芸術の範囲（第8条～14条）】

芸術（ 等）

メディア芸術（ ）
伝統芸能（ ）
芸能（ ）
生活文化・国民娯楽及び出版物等（ ）
文化財等（ ）等
地域における文化芸術

第2章 伊賀市の文化の特性（現状と課題）

現状

伊賀市は周囲を布引山地、信楽山地、笠置山地などの緑豊かな山々に囲まれた伊賀盆地で、山麓部では美しい渓谷が見られ、平地部にかけては清流が見られる豊かな自然環境に恵まれたまちです。史跡上野城跡の南側には城下町としての街並みが保存され、当時から続く長い歴史を誇るものです。京都・奈良と伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道など、古来より交通の要衝として、特に江戸時代には城下町や宿場町として栄えてきました。その地理的・歴史的背景から、京・大和文化の影響を強く受けつつも独自の文化を醸成し、文化芸術活動のさまざまな分野で、優れた人材と作品が生み出されてきました。

特に文学や絵画、書においては多くの偉大な文化人、芸術家が生涯を、またはそのひと時を過ごした地です。今もその作品に触れることができます。

その筆頭となるのは松尾芭蕉です。伊賀は翁の生誕地であり、幼い子どもから大人まで「芭蕉さん」呼び親しみながら、その遺徳を偲び偉業を顕彰してきました。

また、400年以上受け継がれている上野天神祭のダンジリ行事は「山、鉾、屋台行事」のひとつとしてユネスコ無形文化遺産に登録されました。

他にも重要文化財を含むさまざまな文化財を有しており、国指定伝統的工芸品の伊賀焼、伊賀くみひもなど伝統産業とつながるもの、日本遺産に認定された伊賀流忍者や、高石垣を誇る伊賀上野城など観光とつながる資源があります。

課題

私たち市民はこれらの先人から受け継いだ宝である文化とその歴史を誇りとし、未来へ引き継ぎ、さらに素晴らしい可能性を引き出していかなければなりません。

しかし、現状では次のような課題を抱えています。

1. 鑑賞等機会の充実

年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化芸術を鑑賞し触れる、参加する、創造することは生まれながらの権利であり、子育て世代や高齢者、介護などで参加しづらい環境にある方など、市民の誰もが文化芸術に触れることができる機会の提供が必要です。また、文化芸術に興味がない方、時間の余裕がない方にも、文化芸術に触れるきっかけや機会の提供が必要です。

(以下の調査票については、調査名、調査年度を下段に括弧書きで入れる)

この1年間で文化芸術の鑑賞をしたことがあるかどうか。

	回答数	割合
1. ある	474	59.5%
2. ない	318	39.9%

※割合は、回答総数 797 件に対する割合

この1年間で文化芸術の鑑賞をしなかった人の理由

	回答数	割合
1. 時間的余裕がない	80	25.2%
7. 興味がない	79	24.8%
3. 魅力的な催物がない	47	14.8%
6. 催物の情報が入らない	36	11.3%
4. 会場まで時間を要する(交通が不便)	25	7.9%
2. 費用がかかる	19	6.0%
8. その他	18	5.7%
5. 施設が利用しづらい(バリアフリー化されていない)	3	0.9%

※割合は、この1年間で文化芸術の活動をしなかったと回答した 600 件に対する割合

この1年間で文化芸術の活動をしたことがあるかどうか。

	回答数	割合
1. ある	163	20.5%
2. ない	600	75.3%

※割合は、回答総数 797 件に対する割合

○この1年間で文化芸術の活動をしなかった人の理由

	回答数	割合
1. 時間的余裕がない	239	39.8%
7. 興味がない	176	29.3%
3. 参加したい活動などがない	118	19.7%
4. 活動の情報が入らない	99	16.5%
2. 費用がかかる	57	9.5%
5. 活動場所まで時間を要する(交通が不便)	48	8.0%
8. その他	39	6.5%
6. 活動場所がない(場所が借りられない)	6	1.0%

※割合は、この1年間で文化芸術の活動をしなかったと回答した 600 件に対する割合

○この1年間で文化芸術の活動をしなかったと答えた方の、その他の内容

	回答数
自身の病気・怪我のため	3
自身が身体障がい者であるため	1
妊娠中のため	1
育児のため	2
高齢のため	7
意欲低下のため	2
家族の介護のため	4
自身に技術・才能が無いため	2
鑑賞のみでよいため	5
他の趣味があるため	3
その他	10

このように、様々な環境、年代の市民が生涯を通じて文化芸術にかかわれるよう、ライフステージに応じた文化施策の展開を工夫していく必要があります。

また、若い世代の人が主体的に文化芸術に参加している状況が少ないことから、主体的に参加できる取り組みを充実させることが望まれます。

文化芸術活動を行う中で、サークルや団体に属さず、個人で楽しんでいる市民が多いことから、これまで培ってきた知識や経験を地域活動に活かすことができるよう、活動に参加できる機会の充実を図っていくことが必要です。

市が所有する貴重な蔵書や資料、古文書等の保管・管理について、管理活用方針の検討や専門職の育成・充実が必要です。

青少年・子どもが文化芸術に親しむために、特に重要なことは何だと思えますか。	回答数	割合
学校教育における文化芸術の鑑賞や体験学習の充実	326	40.9%
様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供	240	30.1%
音楽祭や演劇祭などの、文化的行事の開催による、文化芸術に親しむきっかけの提供	234	29.4%
文化団体による、ホールや美術館・博物館などの文化施設を活用した、子ども向けの鑑賞機会や学習機会の充実	189	23.7%
親子で参加できる催しや講座の充実	184	23.1%
歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会の充実	178	22.3%
文化芸術に対する青少年・子どもの自発的意思を尊重する大人の理解	89	11.2%
その他	31	3.9%

※割合は、回答総数 797 件に対する割合

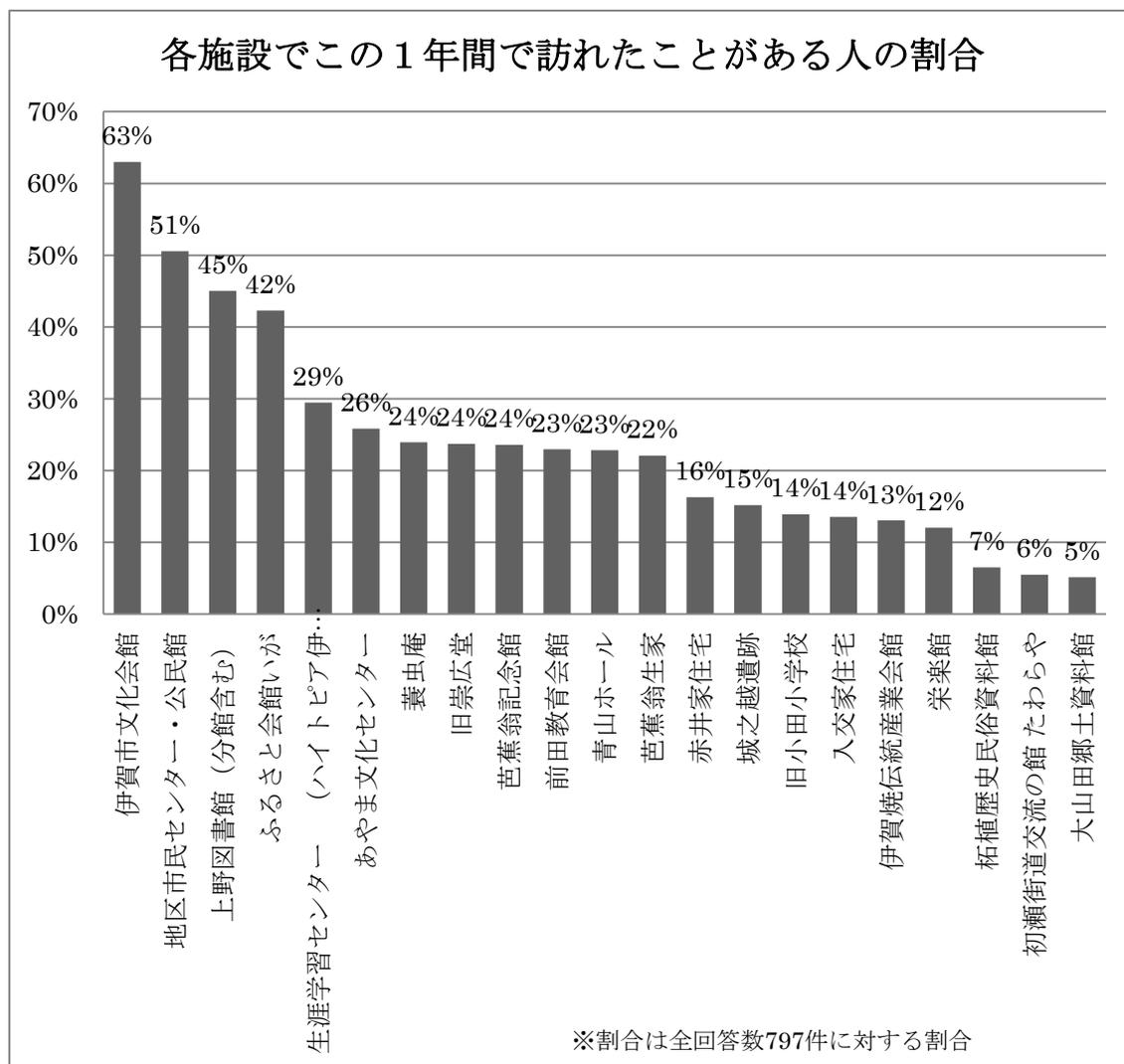
青少年・子どもが文化芸術に親しむために、特に重要なことは何だと思えますか。 (その他の回答)	回答数
家庭環境(親の教養・興味、親の理解、経済的状況)	7
子供の自主性の尊重(押し付けない、夢の支援など)	4
地域単位での活動(子供会、様々な年長者との会話など)	2
芸術を美術館でしか触れられないという固定観念をなくすこと。身近なものにすること。	1
学校等身近なところで参加できる環境(学校に合唱や吹奏楽のクラブがないことが残念)	1
団体で体験学習をすること(体験を通じて楽しいと感じること)	1
スポーツ少年団などと提携し、スポーツをしている子らへ文化芸術の鑑賞等をしていただけるとありがたいです。	1
積極的な市からの情報提供(HP・広報の見直し)	1
地域行事への参加のしやすさの向上(天神祭)	1
歴史資料館で学習する機会の充実	1
ポピュラーで親しみやすい忍者を通じた歴史学習	1

2. 文化・芸術環境の整備

市民が活発な文化活動を促すためには「活動場所の確保」が欠かせません。市内には文化ホールや芭蕉翁記念館を始め様々な文化施設があり、目的に応じ効果的な運営が図られなければなりません。しかし老朽化などにより、安全、安心で快適な環境で十分な活動が行える場となっていない施設もあります。

創造、にぎわいづくりの発信の拠点ともなる文化芸術を将来に引き継いで行くためには、持続可能な文化施設として環境を整備する必要があります。そのためには計画的に整備を行うことが必要です。また、ストックヤードを整備するなど芸術作品が保有できる環境づくりが求められます。

市民をはじめ誰もが気軽に優れた芸術鑑賞ができる施設や文学振興にかかわる活動のための施設整備や環境を整えることが望まれます。



3. 人材の発掘・育成・支援

文化ホールの運営や文化振興事業の自主事業などにおいて、公益財団法人伊賀市文化都市協会が多くの文化振興事業を実施し、市の文化振興の牽引役を担っています。市全域で高齢化や少子化が進行している影響から、それぞれの地域や活動分野で積極的に文化芸術活動に参加し、人材育成を行なう人や人材が少なくなってきました。今後も伊賀市文化都市協会を中心に様々な主体が事業の実施と各種団体との連携により、文化活動を始めたい、継続させたいと思う個人、団体などに役立つ情報を収集・発信するとともに、文化振興に関わるリーダーの発掘や育成、支援が必要です。

	件数	16歳 ～19歳	20歳 ～29歳	30歳 ～39歳	40歳 ～49歳	50歳 ～59歳	60歳 ～69歳	70歳 以上	無回答
市全体の年齢区分別人口	76,595	3,240	7,868	8,867	11,005	10,311	13,375	21,929	
回答数	797	26	54	82	89	133	224	185	4
この1年間で、文化芸術活動(鑑賞を除く)をしたことがあると回答した件数	163	7	7	18	12	16	51	52	
各年齢区分別の回答総数に対する、活動をしたことがあると回答した割合	20.5%	26.9%	13.0%	22.0%	13.5%	12.0%	22.8%	28.1%	

4. 歴史遺産・文化財の保護と活用・継承

伊賀市には重要文化財や県・市の指定文化財、重要な建築物、史跡をはじめ、貴重な文化財が数多くあり歴史情緒あふれるまちです。無形、有形文化遺産を保護するとともに建築物等は可能な限り広く市民が活用できる場として、また、交流を導くまちづくりの資源として有効活用することが求められています。

伊賀市の歴史・文化を象徴する文化財、伝統行事、伝統芸能など地域で守り伝えられてきた歴史遺産、文化財・伝統文化を、次世代に継承していく必要があります。

伊賀市内指定・登録文化財件数一覧表
平成29年1月1日現在

	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	歴史資料	考古	民族文化財		名勝及び史跡	史跡及び名勝	史跡	天然記念物	計
								有形	無形					
国指定	8	2	18		2		1		1	1		7	3	43
県指定	13	10	33	11	10	2	6	3	5		1	12	6	112
市指定	40	13	56	27	41	11	17	14	9			30	24	282
計	61	25	107	38	53	13	24	17	15	1	1	49	33	437

国選択									1					1
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

国登録	45													45
市登録												2		2
合計	106	25	107	38	53	13	24	17	16	1	1	51	33	485

県内市 文化財数・遺跡数一覧

市町	市の面積 (km ²)	市の人口 (人)	指定文化財の件数					指定文化財 密度 (文化財数/km ²)	遺跡密度 (遺跡数/km ²)	1件の指定 文化財を支 える市民の 数 (B/G)	人口算定日
			国 指定 登録	県 指定	国県 計	市 指定	合計 (E+F)				
	A	B	C	D	E	F	G	H	K	I	J
伊賀市	558.23	92,456	92	110	202	287	489	0.88	4.67	189	平成30年5月末日
津市	711.19	280,145	76	79	155	264	419	0.59	3.98	669	平成30年6月1日
伊勢市	208.5	126,953	84	36	120	104	224	1.07	2.06	567	平成30年5月末日
松阪市	623.6	164,905	47	56	103	148	251	0.40	1.97	657	平成30年6月1日
四日市市	206.44	312,255	56	33	89	64	153	0.74	2.72	2,041	平成30年5月末日
鈴鹿市	194.7	200,432	20	39	59	45	104	0.53	6.72	1,927	平成30年5月末日
桑名市	136.6	142,808	23	35	58	110	168	1.23	2.23	850	平成30年5月末日
名張市	129.8	78,918	28	15	43	56	99	0.76	4.26	797	平成30年6月1日
志摩市	179.7	50,678	15	18	33	46	79	0.44	2.76	641	平成30年5月末日
鳥羽市	107.3	19230	14	15	29	52	81	0.75	2.86	237	平成27年8月
尾鷲市	192.7	18,065	14	14	28	48	76	0.39	0.21	238	平成30年7月1日
亀山市	190.9	49,704	10	15	25	109	134	0.70	1.35	371	平成30年7月1日
熊野市	373.4	17,216	8	12	20	117	137	0.37	0.43	126	平成30年6月1日
いなべ市	219.6	45,815	2	5	7	21	28	0.13	1.76	1,636	平成27年国政

5. 情報発信

生活に情報通信技術が浸透し、インターネットやマスメディアを活用した情報手段の多様化が進んでいます。これらを効果的に活用した情報発信や情報共有等の創意工夫により、芸術文化をまちづくりや産業創造に活かす取組みへの期待が高まっています。

第3章 目指すまちの姿（ビジョンの推進）

基本的な考え方（方向）

～心豊かで活力のあるまち 住み続けたいまち 伊賀市をめざして～

誰もが身近で気軽に文化・芸術鑑賞や体験ができる

歴史が体感できる

豊かな感性を育み、住みよさが実感できる

各分野（観光、地域づくり、福祉、教育、産業など）との相互連携・協力による魅力発信で活力が生まれる

活動し、支える人ができる

文化の主役・担い手は私たち市民です。私たちは様々な文化芸術に主体的に触れ親しむことで、伊賀市の文化を支え、持続可能な地域づくりへとつなげていくことが出来る大きな力となります。伊賀市は豊かな文化、歴史的資源に恵まれています。これらに触れることにより、豊かな感性を養い、親しみ、住みよさが実感できるまちへとつながることを目指して、市民が自主的、主体的に活動し、文化を支えることができるよう市は市民の活動をサポートし、環境の整備や気運づくりに取り組みます。

「年齢、障がいの有無または経済的な状況」にかかわらず、誰もが文化・芸術活動や鑑賞が活発に行われるよう、充実させていきます。また、児童生徒等に対する文化・芸術に関する教育の重要性を鑑み、学校教育や生涯学習など教育委員会との連携を強化します。

これらの実現ために市民や地域、事業者、行政等がそれぞれの役割や責任を認識し、関連する各分野（観光、地域づくり、福祉、教育、産業など）における施策と相互に連携・協力していくことが必要です。

公益財団法人伊賀市文化都市協会の充実、活動団体、個人の市民文化活動の充実を

図るため、さまざまな形で育成支援に努め、市民が主役の文化振興を推進し、「住み続けたいまち 伊賀市」を目指します。

文化芸術が育む ひと

- 年齢、障がいの有無、経済的な状況にかかわらず、誰もが文化芸術に触れ、親しむことができることで、人と人との心のつながりや理解しあう心、尊重しあう心を育み、明日への希望や勇気をもたらします。
- 文化芸術をきっかけとしてコミュニケーションが活発になり、担い手となる市民一人ひとりの主体的な創造性を生み出します。
- 豊かな自然と古から守り継がれてきた文化、歴史は地域の大切な資源であり、郷土の良さをかけがえのないものとして感じる郷土愛を育みます。

文化芸術が育む まち

- 活発なコミュニケーションは様々な世代や人が集まるコミュニティを作り出し、一体感や連帯感を醸成し、まちづくりに大きな力を発揮し、活力をもたらします。
- 観光や産業などとの連携を強化することにより、地域の産業の活性化を図ります。
- 文化資産を活用し伊賀市の魅力を高め、市内外に積極的に情報発信を行うことで「来たい・住みたい・住み続けたい伊賀市」を实践し、交流人口・定住人口の増加を図ります。

各主体の役割

◎市民の役割

1. 私たち市民一人ひとりは、文化の担い手として文化・芸術に感心と理解を深め、主体的に関わる意識を持ち、その活動を通じて身に付けた創造的な文化活動の成果をまちづくりに活かします。身近な人への呼びかけや活動への誘いなど文化芸術活動に主体的に参加することに努めます。
2. 文化サークルや文化芸術団体などは、団体としての特長を活かし、より広い視点に立った活動により、だれもが文化・芸術に親しめる豊かな地域社会づくりへの推進力となるよう努めます。

◎地域の役割

1. 文化は地域の課題を解決するきっかけとなることが出来ます。地域において、文化・芸術団体の活動を通じて幅広い年代での積極的な交流活動を行うことにより、まちづくり活動を活性化します。
2. 学んだ成果を地域の中で活かすことで生きがいを持ち、意欲を高めること

により、地域力の高い社会形成の実現を目指します。

3. 地域とその地に住む人々は、地域の文化資源や伝統を知ることにより、誇りを感じる地域づくりの思いを継承していく人づくりに取り組みます。

◎行政の役割

1. 文化芸術に親しむきっかけづくり・支援

「年齢、障害の有無または経済的な状況」にかかわらず、市民の誰もが、文化芸術活動に参加できるようきっかけ作りや機会の充実に努めます。

幼少期から文化・芸術に触れることで、個性と創造力豊かな子どもを育てため、保育園、幼稚園、学校等と連携し、文化芸術の鑑賞・創造・発表の機会を積極的に提供します。

さらに自主的な文化・芸術活動、中高生や若者を中心とした活動を支えます。

2. 文化施設の整備と活用

文化芸術活動を行う拠点となる文化ホール等は、計画的な施設整備を適切に行い、効率的で持続可能な運営を実施することで、活動しやすい環境づくりを図ります。

また、市民をはじめ誰もが身近で気軽に優れた文化芸術作品を鑑賞できる場の施設の整備・活用を行います。

3. 歴史的環境の保護、継承、活用

豊かな自然環境の中で育まれ守り続けられてきた大切な財産である文化や文化遺産は、郷土愛、魅力ある地域づくりにつながる貴重な文化資源です。これらをしっかりと次世代へと引き継いでいくため、市民とともに、保護、継承、活用を支援することを検討するとともに、観光や教育との連携を図ります。

4. 伊賀市の魅力を高める

伊賀市の文化・芸術、伝統文化などの魅力を高めることで、郷土愛の醸成が図られます。新たな創造のための支援を行い、文化振興施策を推進します。観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など幅広い関連分野に文化の視点を取り入れ、価値や魅力を効果的に発揮し、文化を感じられる景観や風情についても維持、増進に努め、まちづくりの魅力を高めます。

◎（公財）伊賀市文化都市協会の役割

1. 伊賀市の文化政策を積極的に推進するため、市が100%出資し設立された公益財団法人伊賀市文化都市協会は、文化事業の専門集団として、優れた文化芸術の鑑賞の機会の充実や人材育成、文化芸術活動への支援などを行い、伊賀市の魅

力を創造するための中心的な存在として伊賀市の文化振興を総合的かつ継続的に取り組みます。

2. 文化財施設の利活用においては、様々な展示や公演活動を通じ、市民に芸術に触れる機会を提供するとともに、伊賀地域全体の魅力発信に努めます。

◎事業者の役割

1. 地域経済や社会福祉、教育、コミュニティなど文化芸術は幅広い分野に効果をもたらします。事業者は文化芸術を意識し、活動の機会や場の提供を行うなど、市民文化の振興に寄与します。企業としての社会的貢献の取り組みを、積極的に市民に還元していきます。
2. 市内には文化芸術振興につながる多くの公共施設があります。企業等の管理運営のノウハウは指定管理制度による管理運営に大きな力を発揮するとともに、地域とのつながりを深めることが出来、重要な役割を果たします。

◎各主体の協働

1. 文化の振興にあたっては、市民、地域、文化団体、事業者、行政など各主体がそれぞれの役割を自覚し、連携・協働します。
2. 観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など幅広い関連分野の価値や魅力を効果的に発揮し、活用できるよう発想を豊かに協働の働きかけを行います。
3. 文化に関わる催し事をはじめ、ボランティア活動等の担い手、継承者の確保・育成の支援を図ります。
4. 文化・芸術活動に関する情報を誰でも気軽に利用できるよう、情報の収集に努め、様々なメディアを活用し広く発信します。

ビジョンの推進に向けて

文化振興は私たち市民一人ひとりの主体的な行動の意識と機運を高め、市民意識の醸成とともに市民、地域、行政、事業者などの各主体がそれぞれの立場から役割と責任を担い協働して推進していくものです。とりわけ文化振興との関連が深い、観光、教育、福祉等との連携が必要であり、文化振興施策を良く知り熱意のある市民や専門家を含めた組織の検討が必要です。

また、本ビジョンの推進にあたり、一般財源の確保と併せ寄附金を財源とし「伊賀市における文化の振興、文化施設の円滑な運営、管理並びに文化財の保護及び活用」を設置目的とした伊賀市文化振興基金の効果的な活用を考えることが必要です。

1. 文化振興施策の推進と進行管理

本ビジョンに基づく取組みの推進と進行管理については、「（仮称）伊賀市文化振興審議会」を設置し、今後策定予定の“振興計画”の進行管理を行い着実な推進を図っていきます。また、必要に応じ、本ビジョンの見直しを行いません。

2. （仮称）伊賀市文化振興条例制定の検討

本ビジョンに基づき伊賀市の文化振興をはかり、まちづくりに取り組み未来に向け文化が息づく伊賀市を創造するため、（仮称）伊賀市文化振興条例の制定に向けた検討を進めます。